

社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針

平成23年6月22日
東京都福祉保健局

1 目的

社会福祉施設等におけるレジオネラ症の発症を予防するため、循環型浴槽等の自主管理を推進し、衛生管理の徹底を図る。

2 対象

循環型浴槽、循環型機械浴槽、循環給湯シャワーのいずれかの設備を有する社会福祉施設及び有料老人ホーム

3 衛生管理措置基準

対象施設におけるレジオネラ症予防対策のために必要な維持管理上の措置基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 循環型浴槽、循環型機械浴槽

ア 浴槽水について年1回以上検査し、レジオネラ属菌の汚染の有無を確認すること。毎日完全に換えることなく使用する浴槽水については年2回以上検査すること。その結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、清掃・消毒等必要な措置を行った後、再検査により安全を確認するまで利用を再開しないこと。

イ 浴槽水については、原則として毎日完全に換えること。これにより難しい場合でも、週1回以上は完全に換えること。

ウ ろ過器については、週1回以上、逆洗浄等を行い、付着する生物膜等を物理的に排出するとともに、ろ過器及び浴槽水が循環する配管内に付着する生物膜等を消毒して除去すること。また、ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。

エ 浴槽水については、遊離残留塩素濃度を測定して記録すること。遊離残留塩素濃度は、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないよう努めること。ろ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。

オ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。

カ 貯湯槽は、湯温を60℃以上に保ち、貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。また、定期的に貯湯槽内の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(2) 循環給湯シャワー

ア 循環給湯水については、原則として、貯湯槽内の湯温が60℃以上、末端の給湯栓で55℃以上に保つこと。これにより難しい場合は、末端の給湯栓で、遊離残留塩素濃度を常に1リットルにつき0.1ミリグラム以上に保つこと。
イ 貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、1年に1回以上、貯湯槽等の清掃を実施すること。

(3) 共通事項

以上の措置に加え「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日、厚生労働省告示第264号）」に準じた措置を行うこと。

4 自主管理の推進

施設の管理者は、以下の方法により自主管理を推進する。

- (1) 施設の管理者は、管理する対象設備について自主管理点検票等を用いて衛生的に管理すること。なお、自主管理点検票については様式例1を、他の記録類は様式例2を参考に作成すること。
- (2) 施設の管理者は、自主管理点検票や水質検査結果等、浴槽水の維持管理に係わる帳簿書類を5年間保存すること。また、行政機関より、維持管理状況の報告を求められた場合には、自主管理点検票等により報告すること。
- (3) 施設の管理者は、従業者等に衛生管理方法を周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (4) 日常の衛生管理に係る責任者は、自主管理点検票の記入や水質検査結果、浴槽等の換水や消毒の状況などを記録し衛生管理に努めること。また、施設の管理者に対して、記入した自主管理点検票を定期的に示すなど、衛生的に管理していることを報告すること。

5 保健所への連絡

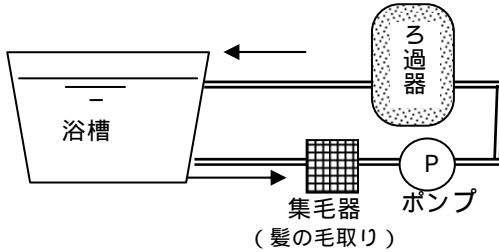
- (1) 施設の管理者は、レジオネラ属菌が検出されるなど衛生管理措置基準に適合しない場合や循環型浴槽等の維持管理方法について疑問が生じた場合等、必要に応じて保健所の助言・指導を受けること。
- (2) レジオネラ症が疑われる患者が発生した場合は、原因と考えられる設備の使用を直ちに停止し、その現状を保持したまま、所轄の保健所に連絡すること。

【参考】

対象設備

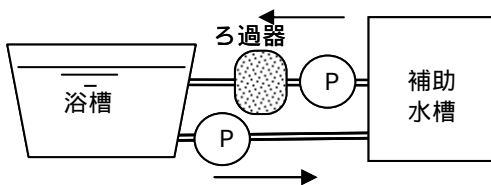
循環型浴槽

多数人が入浴できる浴槽で、浴湯水の浄化のために循環設備（ろ過器）を設置してあるもの



循環型機械浴槽

ストレッチャーや車椅子ごと入浴が可能な浴槽で、補助水槽やろ過器を有するもの



循環給湯シャワー

貯湯槽、ポンプがあり、湯を常時循環させている給湯設備で、シャワーに使用しているもの

